

情報通信システム協同組合格約

第1条 (目的)

この事業は、情報通信システム協同組合（以下「組合」という。）が東日本高速道路㈱と、大口・多頻度割引制度を契約することにより発行されるE T Cコーポレートカードまたは、組合と（株）クレディセゾンの利用契約により、発行されるクレジット系U C・E T Cカードを組合員が共同利用することにより、組合員企業の業務時間の短縮、利用明細書・口座自動振替による事務簡素化、料金割引により経費削減に役立てることが目的です。

E T CコーポレートカードおよびU C・E T Cカード（以下「E T Cカード」という。）

第2条 (E T Cコーポレートカードの利用申請及び取扱)

「利用申請」

- 1、 E T Cコーポレートカードを申請する車両は、組合員名義車両かつE T C車載器を搭載する車両に限ります。
- 2、 E T Cコーポレートカードを申請する車両は、原則高速国道を毎月4万円以上利用する車両に限ります。
- 3、 E T Cコーポレートカードの利用申請は、所定の申込用紙と車検証(写)※・セットアップ証明書(写)を組合に提出していただきます。（新規の場合は登記簿謄本も必要）
※E T Cコーポレートカードの利用申請から発行までは、約1週間から20日間の期間を要します。
（新規・追加・再発行・入替処理等を含む。）
※車検証が電子車検証の場合は、車検証の代わりに車検証記録事項が必要となります。

「取扱い」

- 1、 E T Cコーポレートカードは、カードに表示された車両以外は利用してはいけません。
- 2、 E T Cコーポレートカードを第三者に貸与してはいけません。
- 3、 E T Cコーポレートカードは車載器に挿入してE T Cゲートをご利用してください。
- 4、 E T Cコーポレートカードを利用している車両の代替や車載器情報(車載器管理番号・車両番号)等に変更があった場合は必ず組合に連絡して組合が指定する諸手続きを行ってください。
（車検証※、E T C車載器の再セットアップ証明書の写しが必要となります。）
- 5、 組合員は、E T Cコーポレートカードの紛失・盗難・破損等防止のため徹底した管理をしてください。
- 6、 E T Cコーポレートカードを紛失及び盗難された場合は、速やかに組合に連絡してください。
- 7、 E T Cコーポレートカードが変形及び破損した場合は、速やかに組合に連絡してください。
（6、7、の場合は、カード再発行の申請をすることが出来ます。）
- 8、 廃車等により、E T Cコーポレートカードが不要になった場合は速やかに組合に返却してください。
- 9、 E T Cコーポレートカードの利用有効期間は最長5年間です。有効期間の更新手続きの際は、組合の指示に従ってください。
※車検証が電子車検証の場合は、車検証の代わりに車検証記録事項が必要となります。

第3条 (U C・E T Cカードの利用申請及び取扱)

「利用申請」

- 1、 U C・E T Cカードは、車両の名義を問わずどの車両にも利用することが出来ます。
- 2、 U C・E T Cカードは、1つの車載器に発行出来る枚数は、最大4枚までといたします。
- 3、 U C・E T Cカードの利用申請は、所定の申込用紙を組合に提出してください。
※U C・E T Cカードの利用申請から発行までは、約1週間から20日間の期間を要します。
- 4、 組合は、発行申請時に受領した車両情報にてE T Cマイレージ登録を代行いたします。
- 5、 組合は、高速道路料金に適用されたE T Cマイレージの還元額をそのまま請求額に反映いたします。

「取扱い」

- 1、 U C・E T Cカード利用において、車載器を搭載している車両は、U C・E T Cカードを車載器に挿入して、原則E T Cゲートを利用し無線走行をしてください。
また、車載器を搭載していない車両は手渡しにてご利用することが出来ますが、組合のカード割引が受けられない場合があります。
- 2、 1枚のU C・E T Cカードで、同時に複数の車両にはご利用できません。
- 3、 組合員は、U C・E T Cカードの紛失・盗難・破損等防止のため徹底した管理をしてください。
- 4、 U C・E T Cカードを紛失及び盗難された場合は、速やかに組合に連絡してください。
- 5、 U C・E T Cカードが変形及び破損した場合は、速やかに組合に返却してください。
（4、5、の場合は、カード再発行の申請をすることが出来ます。）
- 6、 U C・E T Cカードの利用有効期間は最長5年間です。有効期間の更新手続きの際は、組合の指示に従ってください。

第4条 (事業利用料金の支払)

- 1、 事業利用料金及び事業に係わる費用・手数料等の請求により、組合員は支払期日までに、その料金を支払わなければなりません。（月末締め、翌々月5日支払期日）
- 2、 料金の支払いは、原則として金融機関からの口座自動振替といたします。
- 3、 組合員が期日までに料金を支払わない場合は、組合はE T Cカードの利用を停止し、E T Cカードの返却を求めるものといたします。
- 4、 組合員が支払期日を過ぎても料金を支払わない場合、連帯保証人は、極度額1億円の限度で、組合員と連帯して支払いの義務を負うものとします。また、連帯保証人も料金の支払いに応じない場合、組合は法的手段等によって支払いの訴えをおこすものといたします。
- 5、 組合員に支払いの遅延等があった場合、原則として保証金を要求いたします。
- 6、 組合員が料金支払いを延滞した場合、組合は原則として、当該支払期日の翌日から支払日まで実質年7、3%の割合で、延滞金を組合員から徴収いたします。
- 7、 支払うべき料金が支払期日を過ぎても支払われない場合は、強制的に組合員を脱退してもらうと共に出資金や保証金を支払いに充当いたします。

第5条 (E T Cカードに関連する手数料)

- 1、 事務決済手数料・・・1枚あたり月額187円
※E T Cコーポレートカード、U C・E T Cカード共通
- 2、 カード利用手数料・・・高速道路利用金額の3、8%
※U C・E T Cカードのみ

第6条 (E T Cカードの利用停止)

次に該当する場合には原則としてE T Cカードの利用を強制的に停止するものといたします。

- 1、 事業利用料金を期日までに支払わないとき。
- 2、 E T Cカードの管理状態が悪く、紛失回数が多いと認められたとき。
- 3、 高速道路でトラック・トレーラー等の車両制限令（過積載、総重量の超過等）に違反したとき。
- 4、 高速道路の利用に関して、E T Cカード利用者として不当な行為を行ったとき。
- 5、 所在地変更などを理由に請求書が届かないとき。

第7条 (E T Cカードの不正利用による責任)

- 1、 第6条の3、4、に該当した組合員は、組合が損害を被った場合、その組合員は組合に対し損害の全額を弁償していただきます。弁償しない場合、組合は原則として、組合員の連帯保証人に弁償を請求するものとします。
- 2、 連帯保証人も弁償に応じない場合は管轄裁判所に損害賠償支払いの訴えを起こすものといたします。
- 3、 組合員が第6条3、4、の行為により割引停止処分を組合が受けた場合、全組合員のE T Cコーポレートカードの割引が受けられない場合があります。

第8条 (高速道路施設等の損害)

組合員が事故等により高速道路の施設等を損壊させた場合は、その組合員が責任をもって弁償しなければなりません。

第9条 (附 則)

本規則の施行日は、令和6年10月1日といたします。